

平成２４年８月９日

第２回検討委員会の審議内容及び対応方針について

	No	審議内容	対応方針
長期未着手について	1	「長期未着手」の長期の期間は都市計画決定後概ね 20 年以上が目途となると説明があったが、20 年未満の土地区画整理事業は全て完了又は事業中であり、都市計画公園・緑地は未着手又は一部未着手が 3 箇所しかない。経過年数に係らず全てを対象としてもよいのではないか。	「長期未着手」の長期の期間については都市計画決定後 10 年以上として整理。
	2	「長期未着手」の都市計画施設等を見直すことが今回の見直しの目的であり、「長期」の理念的整理は必要である。	
	3	都市計画決定状況をみると 10 年未満がない。また、市街化区域の整備の目標もおおむね 10 年が望ましいとなっていること、都市計画マスタープランも 10 年経てば見直すとしていること等から、10 年というのが一つの区切りになるのではないか。	
都市計画公園・緑地について	4	見直し手順において「必要性」「実現性」「代替性」の検証を押さえていることを、市民に伝わるようにする必要がある。	簡略化した見直し手順の追加（４，６ページ）及び見直し手順，評価の視点において、「必要性」「実現性」「代替性」の区分が分かるように整理。（１１，１２，１９，２０ページ）
	5	都市計画公園・緑地の見直し手順における「計画上の検証」「施設単体としての機能の検証」「エリアとしての機能の検証」のなかで「必要性」「代替性」の検証を実施していることを分かりやすく伝える必要がある。	
	6	見直し手順では、ある程度作業上の妥当性や効率性を想定しながら作成しているので、評価の視点において、「必要性」「実現性」「代替性」の整理をすればどうか。	
土地区画整理事業について	7	土地区画整理事業の見直し手順において、「３事業化の見通し等の有無」の検証が「無し」となった以降は「廃止」にしかならない。「多様な事業手法を提示」していく場合は、単なる「廃止」という表現ではなく発展的な表現とするべきではないか。	「廃止」の後に、発展的な表現と分かるよう「必要な事業手法を検討」のフローを追加。（２０ページ）
	8	都市計画決定理由というものは通常、抽象的に表現されているものである。土地区画整理事業の見直し手順において、「１都市計画決定理由（当初）の検証」で「現状に適合している」と言い切れないものもあると考えられるが、土地区画整理事業をそのまま「存続」とするのか。	
	9	「１都市計画決定理由（当初）の検証」において「現状に適合していない」にも係らず、「２上位計画や関連計画の位置付けの有無」で「位置付け有り」となる流れは矛盾していないか。	

	No	審議内容	対応方針
市民意見募集について	10	パブリックコメントは全市民対象だが、長期未着手の都市計画施設等の関係住民から重点的に意見を聴取する機会はないのか。	都市計画手続きの中で、説明会・公聴会の開催，都市計画ニュースの配布行うとともに，地域からの要望に応じ説明を行う等丁寧に対応していく。
	11	意見が多いのは関係住民と思われるが、パブリックコメント以外で関係住民から意見を聴取する機会はないのか。	
	12	土地区画整理事業を「廃止」した次のステップとして、その地域でベストなまちづくり手法の検討を住民とともにスタートさせる必要がある。	都市計画マスタープラン「地域まちづくり構想」への位置付け等，市として地域の積極的なまちづくり活動への支援に努めたい。
	13	専門家や市民の意見を聴取し、地域における耐震化や防災面の問題に取り組んでほしい。	